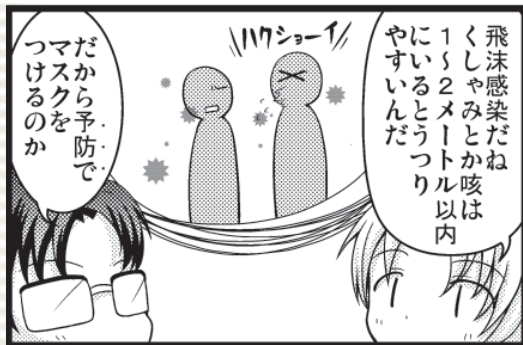


よしたに ともき
 作：吉谷 友希

職場のインフルエンザ対策



震災直後のメンタルヘルスケア、セルフケアや事業場外資源の活用をよびかけて対応

日本生産性本部

このたび、日本生産性本部のメンタル・ヘルス研究所が行った「東日本大震災とメンタルヘルスへの影響」に関する緊急アンケートについて、調査結果がまとまった。調査は上場企業2,119社に対し、2011年の5～6月に実施。有効回答数は257社。

東日本大震災による企業の活動に対する負の「影響がある」と回答した企業が全体の7割(71.2%)を占めた。そのうち、従業員の心や体に影響を与える項目として、「被災事業所等の復旧作業による過労・ストレス」が53.1%あり、次いで「従業員本人や家族の直接被災」(48.6%)、「放射性物質拡散による不安」(45.3%)となった。また、「被災地域に関係事業所がある」企業では2割程度不調者が増加したとの回答が得られており、身体だけでなく、メンタル面の影響も注意を払うことが必要とされた結果となった。

震災直後のメンタルヘルス

面での対応では「従業員自身によるセルフケアの呼びかけ」(27.6%)と「社外健康管理施設の利用呼びかけ」(21.8%)が比較的高くなっている。これは、震災直後に社内一体のケア体制が十分に取れなかったため、本人や事業場外資源に補完してもらったと考え得る。

一方、これからのメンタルヘルス面での対応では「管理職のラインケア強化」(44.0%)、「産業保健スタッフによる従業員への面接実施」(27.2%)といった企業が一体となって、ケアをしていく方向へとシフトしていこうという変化が窺える。

他には、「心の健康診断(ストレスチェックなど含む)の実施」(23.1%)、「労働組合と協力した対応の促進」(20.1%)という取り組みを検討するなど、労使、専門スタッフなどが一体となった社内体制を構築して、従業員の心のケアに留意していく方向性が見えた結果となった。

平成23年度 石綿関連疾患診断技術研修の開催について

呼吸器系の疾患を取り扱う医師、産業医、放射線技師などの医療関係者に対して、石綿関連疾患の診断技術の向上及び労災補償制度の周知を図ることを目的に研修会を開催します。

基礎研修と専門研修を10月より2月までの間に実施しますので詳細については労働者健康福祉機構のホームページにてご確認ください。 <http://www.rofuku.go.jp/>

メンタルによる休業者が倍増

「平成22年 労働安全衛生基本調査」を公表——厚生労働省

厚生労働省は9月1日、「安全衛生基本調査」結果を公表した。

事業所規模50人以上の事業所で産業医を選任している事業所のうち、過去1年間（平成21年11月1日から22年10月31日まで）に産業医が実際に関与した業務があるのは95.9%。関与した業務の内容では「健康診断に基づく事後措置、再発防止措置の指導」が73.5%（前回74.2%）と最も多かった。また、産業医を選任していない事業所で、選任していない理由は「産業医の委託費用の負担の余裕がな

い」が最も多く25.0%、次いで「選任する義務があることを知らなかった」の24.9%だった。

長時間労働者については、医師による面接指導制度を知っている事業所は50.6%。100人以上規模の事業所では8割を超えた。また、過去6カ月（平成22年5月1日～10月31日）に、長時間労働などで医師による面接指導等を実施したのは7.4%。その実施基準は、「特段の基準はないが、必要に応じて適宜面接指導等を実施した」が40.8%と最も多かった。また、面

接指導等を踏まえて事後措置を実施したのは87.2%（前回70.8%）。措置内容では「労働時間の短縮」が69.8%と最も多かった。

メンタルヘルス上の理由で連続1カ月以上休業した労働者がいる事業所は5.9%（前回2.6%）。退職した労働者がいるのは2.8%で、いずれかがいるのは7.3%。また、連続1カ月以上休業後、職場復帰した労働者がいる事業所のうち、職場復帰のルールの有無については「ルールはなく、その都度相談」が56.7%と最も多かった。

産業保健 この一冊

How to 産業保健 2

必携！産業保健スタッフが 知っておきたい労働基準法

日本医師会推薦 財団法人産業医学振興財団：発行
扇 義人（元労働基準監督官）：著

独立行政法人労働者健康福祉機構 医監
北里大学名誉教授 高田 昂



労働者の安全と健康を確保する業務に関して、産業保健スタッフは労働安全衛生法に定められている規定を熟知し実践することは必須条件です。しかし、その基盤となる事業場における労使関係に関する諸規定を理解していなければ実効が認められないことを認識する必要があります。それには、職場における働き方の最低基準を定めている労働基準法を理解しなければなりません。特に、経済のグローバル化による効率・成果主義等の進行により、非正規労働者（派遣労働者等）の増加、正規労働者の過重労働、ストレスの負荷やメンタルヘルス問題、労働者の自殺防止等、事業活動に必要な対策を円滑に進めるためには、労働基準法を背景に労使関係を理解した労働安全衛生対策が求められ

ています。

そこで、産業医をはじめとした産業保健スタッフが事業場内で効率よく業務を展開していくため、労働基準法を、労働契約、就業規則、労働時間、派遣労働者等17項目にわたり実務的に役立つ良書が出版されました。本書は産業医学振興財団が、産業保健上の重要課題を事業場での実践に役立つ形で平易に解説する「How to 産業保健」シリーズの1冊であります。本書の著者は、元主任中央労働基準監察監督官、京都労働基準局長等、労働基準行政に長らく携わられた扇義人氏が執筆され、産業保健職として身につけておくべき労働基準法のポイントを解説した座右の文献として産業保健活動への活用をお勧めします。